



茨城県報 第 3060 号

平成31年 1 月 7 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	1
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定（福祉指導課）	2
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（3件）（福祉指導課）	2
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定（2件）（福祉指導課）	3
●大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）	3
（ 公 安 委 員 会 ）	
●少年指導委員の委嘱	4
（ 選 挙 管 理 委 員 会 ）	
●選挙管理委員会第1回定例会の招集	4
公 告	
●県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）	5
指 示	
（茨城海区漁業調整委員会）	
●漁業法に基づく指示（4件）	5

告 示

茨城県告示第1601号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 1 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定が失効した薬物の名称

- (1) 2 - ({ [2 - (4 - エチル - 2, 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール及びその塩類
- (2) 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート及びその塩類

平成31年1月11日(金)午後1時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 平成30年12月9日執行茨城県議会議員一般選挙における桜川市選挙区の選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出に対する決定について
- (2) 平成31年第5回定例会の日程等について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、県営板橋伊佐津地区土地改良事業(基幹農道整備事業・農業用道路)につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画変更を知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成31年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営板橋伊佐津地区土地改良事業(基幹農道整備事業・農業用道路)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年1月8日から平成31年2月5日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第3号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえなわ漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成31年1月7日

茨城海区漁業調整委員会

会長 大 川 雅 登

(操業の承認)

- 1 当該海面において、はえなわ漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満（無動力漁船及び総トン数3トン未満の動力漁船を除く。）であつて次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年、茨城県海面において当該漁業の操業の実績を有する者
- (2) 委員会が特に認めた者

(制限又は条件)

- 3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒，東経140度39分45.89秒の経線）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。

- (2) 操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。

ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。

- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあつては、高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒，東経140度39分45.89秒の経線）から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

- (3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 4 この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に翌年1月31日までに提出しなければならない。

(承認の取り消し)

- 5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、平成31年3月16日から平成32年3月15日までとする。

はえなわ漁業委員会指示取扱要領

平成31年1月7日付け茨城海区漁業調整委員会指示第3号によるはえなわ漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 はえなわ漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第2号)と副申書、(その他、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書)を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3) 前年の水揚げ実績を証する書面(6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として平成31年2月末日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第3号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

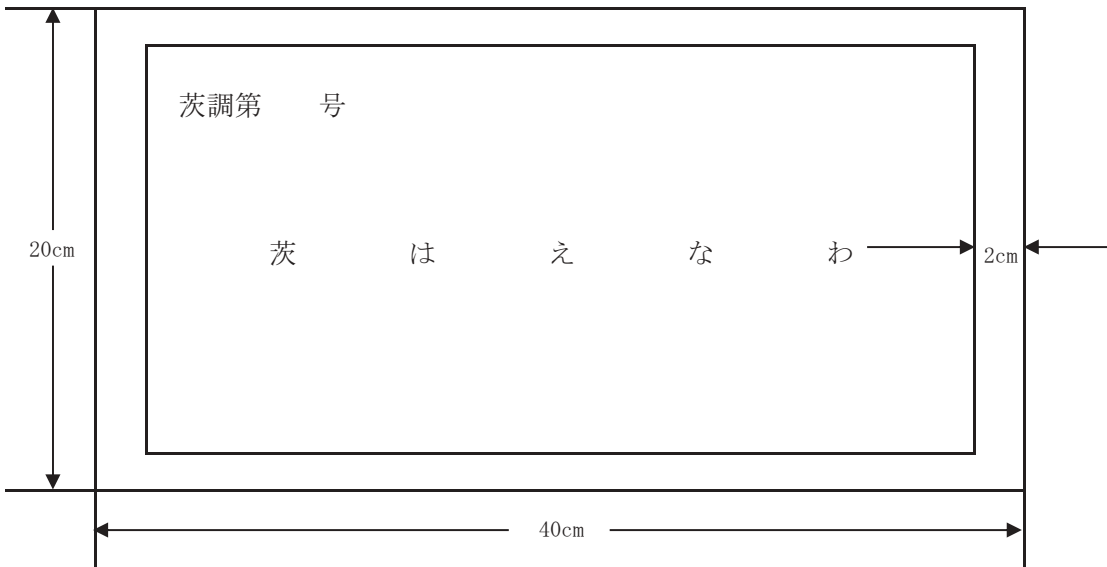
(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示4の漁獲実績報告書の様式は別記様式第6号とし、当該報告書の提出を受けた漁業協同組合は一括とりまとめのうえ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

標識



文字, 枠とも黒色

様式第 1 号

はえなわ漁業操業承認申請書

年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊦

はえなわ漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第 3 号

茨調第 号 <p style="text-align: center;">はえなわ漁業操業承認証</p>	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
承認有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
制限又は条件	(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から3月15日までは操業してはならない。 (2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。 (3) 高萩市大字高戸鼻正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。 (各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合には、この限りではない。) (3) (申請者の住所区分による操業禁止区域) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあつては、高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。 (4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
平成 年 月 日	<p style="text-align: right;">茨城海区漁業調整委員会</p> <p style="text-align: right;">会長 大 川 雅 登</p>

様式第 4 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証(承認番号)の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

先に交付を受けた承認証(承認番号)を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失(き損)の理由

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏名又は名称

印

はえなわ漁獲実績報告書

船 名	登録番号	総トン数	操業期間	月 日から 月 日まで
-----	------	------	------	----------------

操 業 状 況

操業日数	漁 獲 量							金 額	備 考
	ひらめ	かれい類	すずき	あいなめ		その他	計		
月分 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	千円	
計									

注 茨城県海面における操業について、1月分から12月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。